

### 3-3 所得種類別課税状況

#### (1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	その他の非課税分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	1,664,326	249,649	2,402	4,330,114	5,996,842	249,649
社	債	1,481,466	222,220	4,577	4,264,867	5,750,910	222,220
預貯金	郵便貯金	-	-	-	-	-	-
	銀行預金	51,800,332	7,770,050	1,703,040	8,236,749	61,740,121	7,770,050
	銀行以外の金融機関の預金	23,717,773	3,557,666	825,130	24,795,718	49,338,621	3,557,666
	勤務先預金	1,892,053	283,808	6,425	-	1,898,478	283,808
合同運用信託の収益の分配		83,306	12,496	17,594	4,266	105,166	12,496
公社債投資信託の収益の分配等		50,153	7,523	23	254	50,430	7,523
小 計		80,689,409	12,103,412	2,559,191	41,631,968	124,880,568	12,103,412
定期積金の給付補てん金等		720,666	108,100	-	2,771	723,437	108,100
匿名組合契約等に基づく利益の 分配、生命保険等の差益		241,112	45,989	-	-	241,112	45,989
割引債の償還差益		-	-	-	-	-	-
計		81,651,187	12,257,501	2,559,191	41,634,739	125,845,117	12,257,501

調査対象等：平成20年2月から平成21年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
剰余金の配当、利益の配当、 剰余金の分配、基金利息	85,570,987	16,832,582	4,746,324	14,857,125	1,046,340	105,174,436	17,878,922
投資信託（公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。）及び特 定受益証券発行信託の収益の分配	—	—	—	83,669	6,109	83,669	6,109
計	85,570,987	16,832,582	4,746,324	14,940,794	1,052,449	105,258,105	17,885,031

調査対象等：平成20年2月から平成21年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	17,659,720	1,236,154

調査対象等：平成20年2月から平成21年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 984,026,302	千円 33,833,570	千円 4,411,337,972	千円 145,741,250	千円 5,395,364,274	千円 179,574,820
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	2,464,341	11,517	35,759,654	431,676	38,223,995	443,193
	計	986,490,643	33,845,087	4,447,097,626	146,172,926	5,433,588,269	180,018,013
退 職 所 得		116,175,055	1,649,513	111,134,666	3,785,941	227,309,721	5,435,454
災 害 減 免 法 に よ り 徴 収 猶 予 し た も の		-	-	-	-	-	-

調査対象等：給与等の支払者から平成21年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成20年2月から平成21年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 **法定調書**とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

2 **徴収猶予**とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

## (5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当		千円	千円
	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	4,877,702	686,849
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	37,554,233	4,211,025
	診療報酬	42,763,638	3,612,287
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	22,549,514	1,991,989
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	854,940	85,680
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	5,016,315	247,825
	契約金・賞金	458,603	27,816
小 計	114,074,945	10,863,471	
法第203条の2該当（公的年金等）		5,133,506	99,823
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		68,971,461	383,298
法第174条該当（馬主に支払われる競馬の賞金等）		-	-
計		188,179,912	11,346,592
災害減税法により徴収猶予したもの		-	-

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成21年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成20年2月から平成21年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支払金額			源泉徴収税額
	課税分	非課税又は 免税分	総 額	
	千円	千円	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	2,383,100	—	2,383,100	287,928
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配	3,070,262	—	3,070,262	189,045
匿名組合契約に基づく利益の分配	—	—	—	—
給 与 ・ 賞 与 等	417,340	292,254	709,594	83,468
退 職 手 当 等	35,005	20,160	55,165	7,001
人 的 役 務 の 報 酬	1,365	—	1,365	273
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	330,855	325,226	656,081	66,171
著作権の使用料又はその譲渡による対価	43,965	38,261	82,226	8,793
貸 付 金 の 利 子	234,040	127	234,167	46,808
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	36,410	2,409	38,819	7,282
機 械 等 の 使 用 料	—	—	—	—
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	22,680	—	22,680	2,268
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	152,835	2,714	155,549	30,567
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	5,449	—	5,449	1,090
賞 金	—	—	—	—
合 計	6,733,306	681,151	7,414,457	730,695

調査対象等：平成20年2月から平成21年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。